

基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区（新田堰頭首工ほか）
機能保全計画策定業務委託 応募要領

第1 業務名

基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区（新田堰頭首工ほか）機能保全計画策定業務委託

第2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区（新田堰頭首工ほか）に係る施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、下記の業務を実施するものである。

2 概要

(1) 業務内容

	施設名	区分	業務概要
1	新田堰頭首工	頭首工	・機能診断（詳細調査） ・機能保全計画策定
2	宮野目揚水機場	揚水機場	・機能診断（現地踏査、詳細調査、健全度評価） ・機能保全計画策定
3	戸塚揚水機場	揚水機場	・機能診断（現地踏査、詳細調査）
4	上堰揚水機場	揚水機場	・機能診断（詳細調査） ・機能保全計画策定
5	北滝田揚水機場	揚水機場	・機能診断（詳細調査） ・機能保全計画策定
6	八重畑揚水機場	揚水機場	・機能診断（現地踏査、詳細調査、健全度評価） ・機能保全計画策定
7	八重畑送水路	その他施設	・機能診断（現地踏査、詳細調査、健全度評価） ・機能保全計画策定

(2) 業務場所

花巻市湯口、葛及び石鳥谷町地内

第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

- 「令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿（本番年）」に登録されていること。又は、「令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格・「役務の提供等）」」を有していること。
- 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3の(7)の技術者が常駐していること。
- 地方自治地方施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 「建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建振第141号）」による指名停止処分を受けている期間中ではないこと。
- 過去10年の間（平成27年度から令和6年度）において、県内の国・県営に係る揚水機場又は排水機場の施設機械に係る機能診断及び機能保全計画策定業務の実績があること。
- 役員等が、暴力団員による不当な行為に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のIに該当する技術者を2名以上（うち、当該業務と同種業務の実務経験を有する者が1名以上）有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において、その日から連続して3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

I 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 技術士（総合技術監理部門：農業－農業農村工学）

イ 技術士（農業部門：農業農村工学）

ウ RCCM（農業土木）

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が20年以上の者

オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が25年以上の者

カ 農業土木技術管理士

キ 農業水利施設機能総合診断士

第4 応募手続

- 1 募集期間
令和7年5月20日（火）～令和7年6月2日（月）
- 2 応募方法等
次に示す資料を第6の「応募・照会等窓口」に持参すること。
 - (1) 提出資料
別紙様式1「参加意思確認書」 1部
 - (2) 受付時間等
受付曜日は月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）。
受付時間は午前9時から午後5時までとする。

第5 事業実施期間

委託契約締結の日から 令和8年2月27日 までとする。

第6 応募・照会等窓口

〒024-8520 岩手県北上市芳町2-8
岩手県県南広域振興局農政部北上農村整備センター
電話 0197-65-5650 ファックス 0197-63-8627
担当者 農村計画課 八重樫 一也

第7 その他

- 1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、本委託業務に係る事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。
- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。
 - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - (2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）